

平成13年4月5日

各位

東京都千代田区有楽町1丁目12番1号  
株式会社日本ユニパックホールディング  
代表取締役社長 小林正夫  
(コード番号 3893 東証、大証、名証第一部)

## 第1回無担保転換社債発行に関するお知らせ

平成13年4月5日開催の当社取締役会において、当社第1回無担保転換社債(転換社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要について下記のとおりお知らせいたします。

### 記

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 1. 社債の名称               | 株式会社日本ユニパックホールディング第1回無担保転換社債<br>(転換社債間限定同順位特約付)  |
| 2. 発行総額                | 320億円<br>ただし、割当てにかかわらず、申込総額が発行総額に達しない場合には、その申込総額をもって発行総額とする。   |
| 3. 各社債の金額              | 100万円の1種   |
| 4. 社債券の形式              | 無記名式利札付に限る。  |
| 5. 発行価額                | 額面100円につき金100円   |
| 6. 償還価額                | 額面100円につき金100円   |
| 7. 利率                  | 年0.2%  |
| 8. 償還期限                | 平成18年3月31日(金)  |
| 9. 申込期日                | 平成13年4月23日(月)  |
| 10. 払込期日               | 平成13年4月24日(火)  |
| 11. 募集方法               | 本社債全額を日本製紙株式会社に割当てる。   |
| 12. 転換に関する事項           |  |
| (1) 転換価額               | 金 645,000円   |
| (2) 転換価額の調整            | マーケット・プライス方式による。   |
| (3) 転換価額中資本<br>に組入れない額 | 金 322,500円とする。ただし、上記(2)によって転換<br>価額が調整された場合は調整後の転換価額から、資本に組入れ<br>る額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、転換価額に0.<br>5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、<br>その端数を切り上げるものとする。ただし、転換により当社額<br>面普通株式を発行する場合で、上記の計算により算出された資<br>本に組入れる額が当社額面普通株式の額面金額を下回るときは、<br>その額面金額をもって資本に組入れる額とする。 |

- (4) 転換により発行する株式の内容 当社額面普通株式(1株の額面金額50,000円)  
ただし、本社債の転換により発行する株式を無額面株式とした場合は、当社無額面普通株式とする。
- (5) 転換請求期間 平成13年6月1日から平成18年3月30日
- (6) 転換請求受付場所 名義書換代理人事務取扱場所  
中央三井信託銀行株式会社本店
- (7) 転換の効力 本社債の転換の効力は、転換請求に要する書類が転換請求受付場所に到着した日に発生する。
- (8) 転換により発行された株式に対する配当 本社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金については、転換の効力発生日の属する当社の営業年度の初めに転換があったものとみなしてこれを支払う。ただし、商法第293条ノ5第1項に基づき、中間配当制度を設けるための定款変更をした場合において、転換により発行された株式に対する最初の利益配当金(中間配当を含む。)については、転換の効力が4月1日から9月30日までに発生したときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までに発生したときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。
- (9) 株券の交付方法 当社は、転換の効力発生後すみやかに株券を発行する。ただし、端株については端株券を発行しない。

### 13. 償還の方法

- (1) 本社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
- (2) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

### 14. 利息支払の方法および期限

- (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成13年9月30日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。
- (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前日にこれを繰り上げる。
- (3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。
- (4) 償還期日後は利息をつけない。
- (5) 第1回の利息支払期日までに転換の効力が発生した本社債については、利息をつけない。
- (6) 第1回の利息支払期日後に転換の効力が発生した本社債の利息については、転換の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。

### 15. 元利金支払場所

株式会社日本興業銀行本店

### 16. 担保・保証

本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

### 17. 財務上の特約

一定の「担保提供制限条項」、「留保資産提供制限条項」および「担附切換条項」が付されている。

18. 社債管理会社 株式会社日本興業銀行  
19. 申込取扱場所 株式会社日本興業銀行  
20. 登録機関 株式会社日本興業銀行  
21. 取得格付 格付は取得していない。  
22. 第2項ただし書きの規定による発行総額の変更その他本社債発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。  
23. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

(ご参考)

#### 1. 資金の用途

##### 今回調達資金の用途

手取概算額31,977百万円については、子会社への融資資金に31,000百万円、運転資金に977百万円をそれぞれ充当する予定であります。

#### 2. 株主への利益配分等

当社は、株主に対する利益還元を最も重要な政策の一つと考えており、業績の状況や内部留保の充実等を総合的に勘案し、出来る限り安定した配当を継続して実施することを基本方針とします。

#### 3. 転換価額の決定について

・転換価額算定日	平成13年4月5日
・上記の東京証券取引所の株価(終値)	586,000円
・アップ率	10.06%

#### 4. その他

当社の子会社である日本製紙株式会社は、本日開催の同社取締役会において、日本製紙株式会社第1回無担保交換社債(株式会社日本ユニパックホールディング株式交換及び社債間限定同順位特約付)の発行額、利率及び交換価額を決定いたしました。

#### 記

- (1)発行総額 320億円  
ただし、申込総額が発行総額に達しない場合には、その申込総額をもって発行総額とする。
- (2)利率 年0.2%
- (3)交換価額 金645,000円

以 上

この件に関するお問い合わせ先

日本製紙株式会社 財務部長 吉井正衛 電話 03-3218-8035

日本製紙株式会社 財務部 部長代理 国近 敦 電話 同上